

用地関係業務に係る所要作業時間等調査積算資料
〔用地関係業務に係る所要作業時間等調査の実施について〕

1 適用業務

令和5年度及び令和6年度に実施する次の調査業務のうち、予定価格が100万円を超えるもの
《対象項目》

ア 用地調査等業務費積算基準第12「土地評価」に規定する「2打合せ協議」を除くすべて

イ 用地調査等業務費積算基準第14「消費税等調査」に規定する「2打合せ協議」を除くすべて

2 調査期間

○対象項目ア（土地評価）

令和5年度及び令和6年度発注業務のうち令和6年7月31日までに工期完了予定のもの。

○対象項目イ（消費税等調査）

令和5年度発注業務及び令和6年度発注業務

3 調査表作成費用

調査票を作成するために要する直接人件費の積算は、次表により行うものとする。

種 目	単 位	職種及び所要日数
・ 土地評価	1 業務当たり	主任技師 0.5 (人/日)
・ 消費税等調査	1 業務当たり	主任技師 0.5 (人/日)

※ 直接人件費は、当該業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。